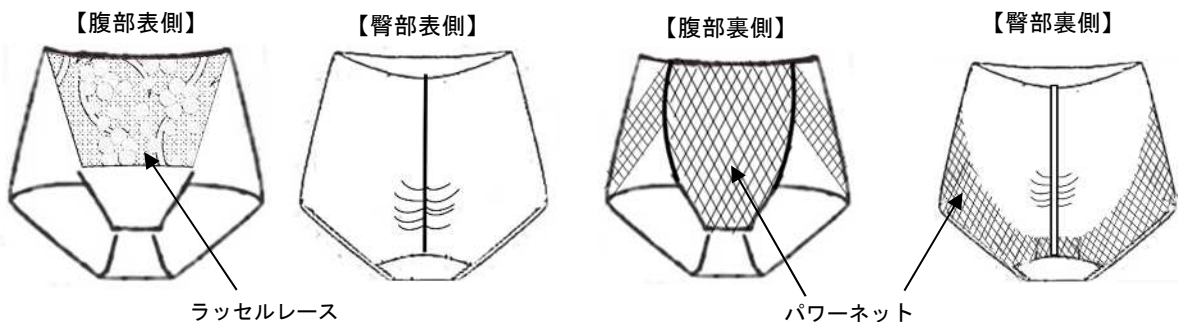


✚ 貨物概要

合成繊維製メリヤス編物から成る女子用補整下着

性 状：合成繊維製メリヤス編物をショーツの形状にしたもの
 腹部及び腰部から臀部下部の裏側にパワーネットを裏打ち
 腹部表側にラッセルレースを身生地を重ねて使用している
 臀部中心部分にゴムテープを使用し、ギャザーを持たせている

用 途：下着として着用



✚ 分類

関税率表第 6212.20 号 (統計番号 6212.20-000)

✚ 分類理由

本品は、腹部を押さえ、臀部を引き上げる構造のものであり、腹部及び腰部から臀部にかけて形を整え、下半身をサポート（補整）する機能を有すると認められることから、関税率表第 62.12 項に規定するガードルとして、上記のとおり分類されます。

(参考) 関税率表第 62.12 項のポイント

関税率表第 62.12 項は「ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）」と規定されており、同項の関税率表解説には、「この項には、体をサポートする衣類又はその他のある種の衣類をサポートするために着用する製品及びその部分品を含む」と記載されています。このうち「体をサポートする衣類」とは、身体のシルエットを美しく整える機能（補整機能、ファンデーション機能）を有すると認められる衣類と解釈されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる
ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）